

法務省民商第1665号

平成22年7月8日

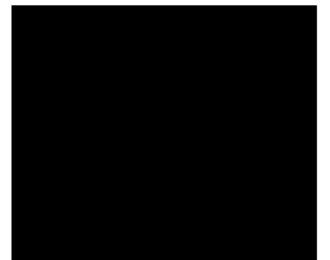
法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条第2項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙1のとおり金融庁総務企画局長から民事局長あてに照会があり、別紙2のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



金総第 2088 号
平成22年6月30日

法務省民事局長 殿

金融庁総務企画局長

租税特別措置法第80条第2項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る
証明書の様式について（照会）

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第2項の預金保険法（昭和46年法律第34号）第102条第1項第1号に規定する第1号措置を行うべき旨の同法第105条第4項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第1号措置に関する株式の取得であって政令で定めるものによる資本金の額の増加の登記の税率の軽減に係る内閣総理大臣の証明書の様式を別添様式第1号から第3号までのとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第1号の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第102条第1項第1号に掲げる金融機関又は同号に規定する銀行持株会社等であること
5. 上記登記事項が預金保険法第102条第1項第1号に規定する第1号措置を行うべき旨の同法第105条第4項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受けによるものであること
6. 租税特別措置法第80条第2項に規定する預金保険法第102条第1項第1号に規定する第1号措置を行うべき旨の同法第105条第4項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 名

印

〔注1〕申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険機構による上記登記申請人の株式の引受けによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第1号の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第102条第1項第1号に規定する銀行持株会社等であって、預金保険法第108条の2第1項の認可に係る同項に規定する株式交換等により当該発行金融機関等の会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親株式会社又は同法第773条第1項第1号に規定する株式移転設立完全親会社となったものであること
5. 上記登記事項が上記登記申請人から割当てを受けた預金保険機構による株式の取得によるものであること及び当該株式の取得が預金保険法第108条の2第1項の認可に係る同項に規定する株式交換等（当該認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等が同法第105条第3項の規定により内閣総理大臣に提出した同項に規定する経営健全化計画に定められているものに限る。）によるものであること
6. 租税特別措置法第80条第2項に規定する預金保険法第102条第1項第1号に規定する第1号措置を行うべき旨の同法第105条第4項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
内閣総理大臣 名 印

〔注1〕 申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕 例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険機構による上記登記申請人の株式の取得による資本金の額の増加（〇月〇日の増資、増加する資本金の額〇〇円）

租税特別措置法適用証明申請書兼証明書

年 月 日

内閣総理大臣 名 殿

本店の所在地
商 号
代表者の資格及び氏名

印〔注1〕

下記事項が租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2第5項第2号の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 〔注2〕
2. 登記事項の内容 〔注3〕
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 上記登記申請人が預金保険法第105条第3項に規定する対象子会社であること
5. 上記登記事項が預金保険法第107条第3項の規定により行われる銀行持株会社等による株式の引受けによるものであること
6. 租税特別措置法第80条第2項に規定する預金保険法第102条第1項第1号に規定する第1号措置を行うべき旨の同法第105条第4項の内閣総理大臣の決定の年月日
年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条第2項の規定に該当するものであることを証明します。

番 号
年 月 日
内閣総理大臣 名 印

〔注1〕 申請者である会社の本店、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。

〔注2〕 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。

〔注3〕 例えば、次のとおり記載し、増加する資本金の額については、切捨て等の省略をしてはならない。

預金保険法第107条第3項の規定により行われる銀行持株会社等による上記登記申請人の株式の引受けによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

法務省民商第1664号

平成22年7月8日

金融庁総務企画局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条第2項の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（回答）

客月30日付け金総第2088号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。